令和８・９年度大館市入札参加資格審査申請（業者登録申請）に関する留意事項

大館市契約検査課

令和８・９年度大館市入札参加資格審査申請（業者登録申請）に当たっては、次の事項に十分ご留意くださるようお願いいたします。

業者登録申請全般に関する留意事項

⑴　今回初めて業者登録申請をするかたのほか、現在大館市の**「令和６・７年度大館市有資格業者登録名簿」に登録されているかたで令和８年４月１日以降も引き続き登録を希望されるかたも手続が必要**です。

⑵　申請書類は**大館市指定の様式を使用**してください。ただし、「大館市入札参加資格審査申請書」は、国や他の自治体の様式でも可としますが、宛名（大館市長宛）等の修正が必要です。また、大館市の様式に記載されている必要項目を満たしていなければ、受付できない場合がありますのでご注意ください。

⑶　様式類は契約検査課ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。また、契約検査課窓口でも配布しています。

⑷　登録申請に当たっては、４つの業務種別（建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務、物品調達、役務提供）のうち、登録を希望する業務や各業務の登録項目について、もれなく申請手続をしてくださるようお願いします。

《注意》

次のような場合は、「有資格業者登録名簿」に登録されませんのでご注意ください。

- 提出様式の「大館市入札参加資格審査申請書」の希望する業務種別に「☑」印を記入し忘れた場合
- 登録を希望する業種が複数ある場合で、そのうちの一部の業種について登録申請手続を忘れた場合（手続を忘れた一部の業務については登録されません。）
- 登録を希望する業務種別について「業態調書」の登録項目欄に「○」印を記入し忘れた場合（「○」印の記入がない項目については登録されません。）
- 登録申請時の不足書類等を指定期日までに提出しなかった場合

⑸　登録申請については、大館市入札参加資格審査申請の手引き等をよく読み、内容を確認してください。

不明な点がありましたら、契約検査課までお問い合わせください。

「建設工事」の登録に関する留意事項

手引Ｐ．３

１　各工種の登録要件について

⑴　経営事項審査の総合評定値が５００未満（舗装工事の場合は６００未満）の工種については、登録できません。

⑵　経営事項審査の総合評定値通知書において、２年平均又は３年平均の完成工事高が「０（無）」である工種については、登録できません。

⑶　**舗装工事への登録について、１級又は２級舗装施工管理技術者が１人以上在籍していること**を要件としています。

２　**「建設工事」に登録されるかたは「役務提供」の小規模修繕等には登録できません**（小規模修繕等は、建設工事業者として登録できないかたのための登録項目です）。

３　発注者別評価について

市内業者として「建設工事」に業者登録申請するかたは、**「発注者別評価申告書」を必ず提出してください。**詳しくは別紙「発注者別評価申告書」をご覧ください。

※　発注者別評価とは、市発注工事工種別成績評定点や地域貢献活動の状況、社会的要請への対応状況を審査・評価する制度です。発注者別評定値を総合評定値に加点した総合点（希望しないかたには加点しません）をもって等級格付けの審査を行います。

※　評価の結果については、契約検査課ホームページで公表する予定です。

４　建設部水道課発注の「水道施設工事」の入札や見積合わせへの参加を希望するかたは、建設部水道課に別途申請手続が必要です。詳しくは、建設部水道課にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
大館市建設部水道課管理係
〒018-5792　大館市比内町扇田字新大堤下 93-6（比内総合支所２階）
電話　0186-43-7138　　FAX　0186-55-1186

「測量及び建設コンサルタント等業務」の登録に関する留意事項

手引Ｐ．14

各登録項目の登録要件は、次のとおりとします。

測量業務	測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 55 条に基づく測量業者登録を受けていること。
土木関係建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)に基づく登録を受けていること。
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)に基づく建築士事務所登録を受けていること。
地質調査業務	地質調査業者登録規程(昭和 52 年建設省告示第 718 号)に基づく登録を受けていること。

補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号)に基づく登録を受けていること。

「物品調達」の登録に関する留意事項

１３２種類の登録項目がありますので、内容を十分確認のうえ登録してください。

登録項目によっては許可証・登録証等の写しを提出していただく項目もありますので、ご確認ください。

手引Ｐ.15～

「役務提供」の登録に関する留意事項

「役務提供」の小規模修繕等に登録されるかたは「建設工事」には登録できません。

登録項目によっては許可証・登録証等の写しを提出していただく項目もありますので、ご確認ください。

手引Ｐ.16～

主な変更点

１　電子メールによる申請の場合、添付する申請書類データは、**PDF 形式で１つのファイルにまとめて**添付してください。

手引 P.4～

２　市内建設工事業者は、発注者別評定値を総合評定値に加点した総合点（希望しないかたには加点しません）をもって等級格付けの審査を行っていますが、発注者別評価（客観的評価事項）の項目を次のとおり変更しました。

⑴　「社会的要請への対応状況」について「大館市奨学金返還助成制度の賛同企業の登録」を追加

⑵　「人材の確保・育成状況」について「完全週休二日制の達成」の項目を削除し、「ＣＣＵＳ（建設業キャリアアップシステム）に事業者登録していること」を追加